

## 国立大学法人愛知教育大学と学校法人藤田学園藤田保健衛生大学との連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と学校法人藤田学園藤田保健衛生大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が持つ教育、研究、地域社会との連携等の実績を互いに活用し、医学部・医療科学部及び教育学部の連携を推進することにより、社会に貢献するとともに両大学の教育、研究の一層の充実を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの健康課題への対応に関すること
- (2) 学生の専門職としての資質向上に関すること
- (3) 各種事業に対する相互連携に関すること
- (4) 教育・研究及びその他の諸活動に対する情報交換に関すること
- (5) その他、甲及び乙が必要と認めること

### （連絡調整窓口）

第3条 前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

### （守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力により相手方から知り得た情報について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （雑則）

第6条 本協定書が定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めるもののほかに合意すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、新たに定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月20日

甲 国立大学法人愛知教育大学

乙 学校法人藤田学園藤田保健衛生大学

学長

後藤 ひとみ

学長

星長 清隆